

ポーランド
商標規則
2002年7月8日改正

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第3条

第2章 商標の出願

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第3章 商標出願の処理

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第4章 国際登録の処理

第27条

第28条

第 5 章 最終規定
第 29 条

第1章 総則

第1条

本規則は、次の事項を規制する。

- (i) 商標の出願要件の明細
- (ii) 商標出願の処理の範囲及び手続の明細

第2条

本規則において行う言及の意味は、次の通りとする。

- (i) 「法」とは、2000年6月30日の法律—産業財産法をいう。
- (ii) 「特許庁」とは、ポーランド共和国特許庁をいう。
- (iii) 「出願人」とは、自己のために特許庁に商標の出願をする者をいう。
- (iv) 「ニース協定」とは、1957年6月15日にニースで調印され1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーブで改正され並びに1979年9月28日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する協定をいう(Wiadomosci Urzedu Patentowego of 1997 No 5 text 110)。
- (v) 「ウィーン協定」とは、1973年6月12日にウィーンで締結され1985年10月1日に改正された標章の図形要素の国際分類を制定する協定をいう(Wiadomosci Urzedu Patentowego of 1997 No 4 text 84)。
- (vi) 「マドリッド協定」とは、1900年12月14日にブラッセルで1911年6月2日にワシントンで1925年11月6日にハーグで1934年6月2日にロンドンで1957年6月15日にニースで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され並びに1979年10月2日に修正された1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定をいう(Journal of Laws of 1993 No 116 text 514)。
- (vii) 「マドリッド協定に関する議定書」とは、1989年6月27日にマドリッドで採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書をいう(Wiadomosci Urzedu Patentowego of 1997 No 3 text 52)。
- (viii) 「国際出願」とは、マドリッド協定又はマドリッド協定に関する議定書に基づいて特許庁の仲介を通して国際事務局になされた国際登録の出願をいう。
- (ix) 「国際登録」とは、マドリッド協定又はマドリッド協定に関する議定書に基づく国際事務局による登録であって、ポーランド共和国の領域で効果を有するものをいう。
- (x) 「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

第3条

商標に係る本規則の規定は、団体商標及び団体保証商標に準用される。

第2章 商標の出願

第4条

- (1) 法第138条にいう商標出願は、特に次のものを含まなければならない。
- (i) 願書
 - (ii) 出願人が先の出願について優先権の利用を望む場合は、優先権書類
 - (iii) 優先権書類が出願人以外の者を記載する場合は、優先権を主張する出願人の権利が基礎とする理由の陳述書
 - (iv) 図面の形態又は色彩の組合せで少なくともその一部が呈示又は表現された商標の複製5点(写真又は写真複写)
 - (v) 色彩商標の場合は、白黒による追加の複製(写真又は写真複写)2点
 - (vi) 音響商標の場合は、音を記録した録音複製2点
 - (vii) 法第131条(2)(ii)から(iv)までに特定される場合は、商標における一定の標識の使用についての授權又は許可の証拠書類
 - (viii) 出願人が団体商標、団体保証商標に係る保護の権利の付与又は共同の保護の権利の付与を求めて出願する場合は、商標使用規約
 - (ix) 出願人が代理人を有する場合は、委任状
- (2) (1)(iii)にいう陳述書は、法第139条に規定する期限内に優先権書類と共に提出しなければならない。
- (3) 特定の図形の形態又は色彩で呈示された文字、数字及び銘文、並びにラテン語以外のアルファベット文字又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字及び番号を含む標識は、(1)(iv)にいう図面とみなされる。
- (4) 法第239条にいう場合は、陳述の形態で提出される委任状は、同条にいう授權の写しを添えなければならない。

第5条

- (1) 第4条(1)(i)にいう願書には、特に次のものを含まなければならない。
- (i) 出願人の姓名又は名称及び住所
 - (ii) 出願人が代理人を介して行為をする場合は、代理人の姓名及び住所
 - (iii) 商標若しくは団体商標若しくは団体保証商標に係る保護の権利の付与又は保護の共同権利の付与を求める請願
 - (iv) 商標の確定
 - (v) 商標の使用対象商品の名称
 - (vi) 出願人の署名、又は出願人が代理人を介して手続する場合は、代理人の署名
- (2) 政府機関又は法人の地位を有さない国の組織体によって国庫の名義で出願がなされた場合は、当該機関又は当該組織体の名称が(1)(i)にいう出願人として表示されなければならない。出願人の代理で願書に署名する者が任命された代理人でない場合は、その者は、自己の有する役職を表示しなければならない。
- (3) (1)にいう願書には、次のものも含まなければならない。
- (i) 出願人が先の出願についての優先権の利用を望む場合は、少なくとも先の出願がなされた日付及び国、又は博覧会の名称、場所及び国並びに商標を付した製品の当該博覧会での展

示日時の表示を伴う優先権主張の申立書

(ii) 2以上の出願人がある場合において、それらの間に共通の代理人がないときは、通知の送達を受けることを授權されている者の表示

(iii) 添付書類の一覧

第6条

(1) 第5条(1)(iv)にいう商標の確定は、願書における図形の形態での呈示又は表現によって、また、必要な場合は、その種類及びその説明によってなされなければならない。

(2) 商標は、その種類によって、次の方法で呈示又は表現されなければならない。

(i) 商標が文字、数字、銘文、図面又は色彩の組合せである場合は、商標は、当該形態で願書に含めなければならない。

(ii) 商標が組合せでの使用を意図する複数の別個の部分(ラベル、カウンターラベル、タグ)から構成される場合は、当該部分は、製品上での実際の配置に対応する態様で並べて置かななければならない。

(iii) 商標が立体商標である場合は、全体の外観を表現する図面の形態で、又はその識別性の特徴が異なる平面上に現れる場合は、並べて置かれた図面の形態で呈示されなければならない。

(iv) 商標(特に旋律)が直接的な図示に適さない場合は、再生を可能とする図示された記号表記(音符、音節を図示する文字)によって願書に間接的に表現されなければならない。

(3) 色彩商標は、色彩で呈示されなければならない。使用された色彩を指定し、必要な場合は、その詳しい要素(濃淡)を決定し、商標の当該色彩の部分を表示する。

(4) (2)(i)にいう場合において、商標の単なる呈示がその完全な図示のために十分でないときは、商標の説明を含めなければならない。

(5) (2)(ii)及び(iii)にいう場合は、商標の説明を願書に含め、商標が何を表示するか、及び必要な場合は、商標が如何なる方法で使用されるかについての説明を付さなければならない。

(6) 文字、数字、番号又は銘文を含む商標の場合は、商標の説明は、次のものを含まなければならない。

(i) 外国語の銘文の翻訳。ただし、対応するポーランド語の表現があることを条件とする。

(ii) ラテン語以外のアルファベット文字又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字が使用されている場合は、ラテン語アルファベットの文字及びアラビア数字又はローマ数字による翻字

(7) 商標の説明を含める必要がないことが判明した場合は、それを含めるために意図された空白には、「呈示の通り」と注記しなければならない。

(8) (2)(iv)にいう場合は、商標の種類が指定されなければならない、商標の確認のために求められるときは、商標が公衆によって如何に知覚されるかに関して必要な情報が提供されなければならない。

(9) 詳細を図示することが必須であるために商標を願書に含めることが不可能な場合は、商標は、A4版の別紙に呈示することができる。

第7条

- (1) 商標の使用対象商品は、商品一覧の様式で表示しなければならない。
- (2) (1)にいう商品一覧を確立するに際しては、特定の商品に対応する類(以下「商品の類」という)が、ニース協定に基づいて適用される最新の分類に従って同時に表示されなければならない。
- (3) 出願人が標章の登録を望む製品が(2)にいう分類に記載されていない場合は、製品は、同分類の概説において採用されている基準を参照して分類しなければならない。
- (4) (1)にいう商品一覧は、求める保護の範囲に無関係の表現を含めることはできない。
- (5) 商品一覧は、類の順序で呈示しなければならない。
- (6) 法第141条(1)の規定に従って確立された商品一覧の別紙は、A4版でタイプ文字の記入とし、1行60字、行間スペース6mmとしなければならない。

第8条

- (1) 先の出願についての優先権書類は、次のものから構成されなければならない。
 - (i) 当該出願の写し又は副本であって、出願を受けた権限ある当局によって真正な写しとして認証されたもの
 - (ii) 出願日及び出願番号、並びに該当する場合は、(i)にいう当局によって発行された証明書であって、法第126条にいう博覧会における商標を付した製品の展示日の表示があるもの
- (2) 保護を求める出願がなされた商標を付した製品の先の展示に係る優先権書類は、次のものから構成されなければならない。
 - (i) 博覧会主催者によって発行された証明書であって、当該標章を付した製品が展示されたことを確認するもの
 - (ii) 博覧会が外国で行われた場合は、それが公式又は公認の国際博覧会であったことの陳述書
- (3) (2)(i)にいう証明書は、次のものを含まなければならない。
 - (i) 展示者の姓名又は名称
 - (ii) 博覧会の名称、場所及び期間
 - (iii) 製品の展示の日付
 - (iv) 商標の確認及び展示製品の陳述書。これには標章の写真又は写真複写及び商品一覧を同封する。
- (4) 第4条(1)(iii)にいう優先権を主張する権利が基礎とする理由の出願人による陳述書は、次のものを含まなければならない。
 - (i) 優先権書類の交付を受けた者の姓名又は名称
 - (ii) 出願人の姓名又は名称
 - (iii) 優先権を主張する権利の基礎となる理由の表示
 - (iv) 出願人又は代理人の署名及び日付

第9条

- (1) 商標の写真又は写真複写は、(3)に従うことを条件として、30mm×30mm以上、50mm×50mm以下のサイズとしなければならない。
- (2) 商標の写真又は写真複写は、複製を可能とするために利用することができる何れかの方

法によって作成することができる。

(3) 50mm×50mm のサイズが商標の詳細を図示する上で大きさが足りない場合は、商標の写真又は写真複写は 100mm×100mm を越えないサイズとすることができる。

第 10 条

第 4 条(1)(viii)にいう商標使用規約は、法第 138 条(4)に特定する情報を含まなければならない。規約の個々の規定は、アラビア数字で連番を付さなければならない。

第 11 条

(1) 第 4 条(1)(i)にいう願書は、ポーランド語で作成しなければならない。

(2) 第 4 条(1)(ii)にいう優先権書類がポーランド語、英語、フランス語、ドイツ語又はロシア語以外で作成された場合は、上記言語の 1 への翻訳文を添付しなければならない。

(3) 第 4 条(1)(iii)及び(vii)から(ix)までにいう書類がポーランド語以外の言語で作成された場合は、ポーランド語への翻訳文を添付しなければならない。

(4) (2)に従うことを条件として、特許庁は、ポーランド語以外で作成された書類の翻訳文の提供を求めることができる。

(5) 他国で作成された書類は、当該国で適用される法律、又はそれぞれの国際協定の規定を遵守しなければならない。

(6) 特許庁は、(4)にいう書類を領域的管轄権に従って管轄するポーランド共和国領事によって合法化することを求めることができる。ただし、これは(2)にいう書類には適用されない。

第3章 商標出願の処理

第12条

- (1) 特許庁は、商標出願を受領した後、法第41条(1)にいう行為を直ちに遂行しなければならない。
- (2) 特許庁は、出願がファックスでなされた場合は、出願の原本を受領した後にその受理日を確認し、かつ、ファックス版との同一性を点検しなければならない。
- (3) 出願の原本がファックスの送信日後30日を過ぎて受領されたこと若しくはそれがファックスで送信された出願と同一でないこと、又はファックス送信の写しが判読不能のために保護を求めて出願された商標若しくは原本に表示された商品一覧を確認することができないことを特許庁が認めた場合は、原本の受領日が商標出願日とみなされ、この事実は命令によって確認されなければならない。
- (4) 商標が出願において確定されていないこと又は商標対象の商品一覧が表示されていないことを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願を法第31条(4)の規定に従って完成させるよう要求しなければならない。

第13条

- (1) 代理人であると称する者によって出願がなされており、委任状が出願と共に提出されていないことを特許庁が認めた場合は、特許庁は、その者及び出願人に対し、期限内にその不備を是正するよう求めなければならないが、これがなされない場合は、手続は停止となる。
- (2) (1)にいう場合は、出願人は、なされた手続の有効性の確認と共に、手続を自身で継続するか又は新たに代理人を任命することができる。

第14条

- (1) 出願手数料が未納であることを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願人に納付を求めなければならないが、その期限は求めの送達された日から1月以内とし、これがなされない場合は、手続は停止となる。
- (2) (1)の規定は、国際出願の国内手数料に適用される。

第15条

- (1) 商標出願が法第138条(2)に違反してなされたことが判明し、出願人が分割商標出願をするよう求められた場合は、既に納付した商標出願の手数料は、願書において最初のものとして記載された商標出願に係る手数料とみなされ、これに関しては原出願の番号が維持される。それ以外の出願は、その受領日に対応する番号が付与され、原出願日が維持される。
- (2) 出願人が定められた期限内に分割商標出願をすることを怠る場合は、出願は、願書において最初に確定された商標に関するものとみなされる。この場合は、これ以外の商標に関しては出願が取り下げられたものとみなされ、手続は停止される。

第16条

- (1) 特許庁は、出願人の請求があったときは、法第128条にいう優先権書類を交付しなければならない。

(2) (1)にいう優先権書類は、特許庁によって交付される証明書、及び出願日が確立されるための理由を構成する出願において提出された願書の写しから構成される。

(3) (2)にいう証明書は、次のものを記載しなければならない。

(i) 出願人の姓名又は名称及びその居所又は事業場所

(ii) 出願日及び出願番号

(4) 特許庁は、添付された写しが真正な写しであることを(2)にいう証明書において確認しなければならない。出願人本人の変更が優先権書類の交付前になされていた場合は、その旨の注記がその証明書にされていなければならない。

(5) 特許庁は、商標を付した製品が法第 126 条にいう博覧会で先に展示されていた場合は、(2)にいう証明書において、出願人によって求められる優先権の日付に関する注記をしなければならない。

(6) (2)にいう証明書は、封印され、かつ、書面により特許庁長官から署名することを授權された者によって署名されなければならない。

第 17 条

(1) 特許庁は、次の事項の表示を含む商標出願の詳細を法第 143 条に従って 2 週間ごとに公告しなければならない。

(i) 商標出願の出願番号

(ii) 商標出願の出願日

(iii) 先の出願の日付及び国並びに出願番号又は博覧会の確定

(iv) 出願人の姓名又は名称、居住地又は本拠及び国のアクセスコード

(v) 出願が団体商標、団体保証商標又は共同の保護の権利に係る場合の商標又は保護の権利の範疇

(vi) 商標の定義

(vii) 第 7 条(2)にいう商品の類の出願人による表示

(2) 商品一覧に出願人によって表示された第 7 条(2)にいう商品の類は、公告の目的で訂正を受けることはできない。ただし、出願人自身が公告前に関連の変更をする場合は、この限りでない。

(3) 商標出願がなされた旨の公告の日から、第 4 条(1)(i)にいう願書に含まれた表示は、公告の内容、願書に呈示された標章及び標章の対象商品に対応する範囲で、特許庁の資料室で公衆の利用に供されなければならない。請求があったときは、前記情報を含む印刷複写を作成することができる。

第 18 条

(1) 出願の処理中に特許庁が第 13 条から第 15 条までに記載するもの以外の不備又は欠陥を明らかにした場合は、特許庁は、出願人にこれらを通知し、命令によって補正を求めなければならない。これが守られない場合は、第 22 条に従うことを条件として、手続が停止されることになる。

(2) (1)にいう命令は、裏付を要し、出願人による違反とされた該当の規定が表示されなければならない。

第 19 条

(1) 法第 142 条に規定する条件に関しては、特許庁自体も、次のものについて商品一覧の訂正をすることができる。

(i) 出願人が商品の全部又は一部について明らかに誤って指定した場合の商品分類の表示

(ii) 出願人が一般的な若しくは俗称の表現又は特定の業界に限って慣用される表現を使用しており、かつ、同等の表現が分類に存在する場合において、第 2 条(iv)にいう分類に使用されたものに対応する商品の名称の表示

(iii) 商品の類の順序に対応する方法で、商品が一覧においてまとめられる順序

(2) (1)にいう訂正は、判読性を維持するために商品一覧が書き直される必要がない程度まで特許庁によってなされなければならない。

(3) (1)にいう事例においてなされるべき訂正は、特許庁が出願人に通知しなければならず、出願人は、同時に、特許庁が定める期限内に意見を提出する機会を与えられる。

(4) (3)にいう通知後、出願人が意図された訂正の全部又は一部に合意しない場合は、合意されない範囲の訂正は、第 18 条に定められる手続に基づいてのみ行うことができる。

第 20 条

出願人が商標の対象商品の名称を正確かつ明瞭に表示する場合は、特許庁は、当該商品が第 2 条(iv)にいう分類に記載されていないという理由のみで、訂正をすることはできず又は変更がなされるよう要求することはできない。

第 21 条

理由がある場合は、特許庁は、出願人に対し、特に保護を求め又は優先権を主張する権原を裏付ける証拠及び説明を、特許庁が定める期限内に提供するよう求めることができる。

第 22 条

法第 48 条にいう命令が発せられる前に、特許庁は、優先権の付与を妨げる事実を出願人に通知し、かつ、説明を提供するか又は欠陥を除くための期限を定めなければならない。

第 23 条

(1) 特許庁は、少なくとも商品の一部に関して保護の権利の付与についての障害を明らかにした場合は、相応に出願人に通知し、かつ、その者が意見を提供するか又は障害を除去するための訂正をする期限を定めなければならない。異なる商標を付した商品の一部が保護の権利の付与についての障害を構成するとみなされる場合は、当該商品が通知に表示されなければならない。

(2) 出願人が定められた期限内に応じない場合でも、特許庁は、保護の権利の付与の拒絶に係る決定がなされる前にこの事案を再審査する義務を免れない。

第 24 条

(1) 商標の保護の権利の付与に関する決定は、法第 44 条(1)にいう期限の到来後に、特許庁がこれを行うことができる。

(2) (1)にいう決定には、特に次のものが表示されなければならない。

- (i) 商標出願の番号及び日付
 - (ii) 標章の種類又は保護の権利の定義
 - (iii) 保護の権利の主題である商標
 - (iv) 関連する商品の類に従ってまとめられた商品一覧。これには第 19 条に従ってなされた訂正を含める。
- (3) (1) 及び(2)の規定は、商品の一部についての保護の権利の付与に関する決定及び商品の残りの部分についての当該権利の付与の拒絶に関する決定に準用される。

第 25 条

- (1) 付与された保護の権利を商標登録簿へ記入したときは、特許庁は、権利の所有者への保護の証明書を交付する。これには、次のものを含める。
- (i) 商標、団体商標又は団体保証商標の保護の権利又は共同の保護の権利の確認
 - (ii) (i)にいう権利の所有者の表示及び権利の番号
 - (iii) 商標の確定
 - (iv) 出願日及び出願番号並びに出願の公告日の表示
 - (v) 優先権の表示
 - (vi) 保護の権利の付与の決定日
 - (vii) 関連する商品の類に従ってまとめられた商品一覧
- (2) 保護の証明書は、封印され、かつ、書面により特許庁長官から署名することを授權された者によって署名されなければならない。

第 26 条

公報「Wiadomosci Urzedu Patentowego」での保護の権利の付与の告知においては、次の表示が公告されなければならない。

- (i) 保護の権利の番号、出願日及び出願番号並びに出願の公告日
- (ii) 保護の権利の付与の決定日
- (iii) 商標の範疇、又は保護の共同権利、団体商標若しくは団体保証商標に係る場合は、付与された権利の範疇
- (iv) 所有者の姓名又は名称、その居所又は本拠地及び国コード
- (v) 色彩及びウィーン協定に基づいて採択された標章の図形要素の分類記号を伴う商標の確定、並びに必要な場合は、商標の種類
- (vi) 関連する商品の類に従ってまとめられた商品

第4章 国際登録の処理

第27条

(1) 特許庁は、国際事務局から国際登録の通知を受けた後は直ちに当該登録に関する情報を公告しなければならない。第17条(3)の規定を準用する。

(2) (1)にいう情報は、次のものを含まなければならない。

(i) 商標の国際登録簿における登録番号

(ii) 文字又は数字の形態で呈示された商標の確定、並びに該当する場合は、標章の図形要素の分類記号及び必要な場合は、標章の種類を表示

(iii) 商標の対象商品に関する商品の類の表示

(3) 特許庁は、国際登録の処理の過程で、当該登録の主題である商標がポーランド共和国で保護を付与され得るか否かを審査しなければならない。

(4) 国際登録は、マドリッド協定又はマドリッド協定に関する議定書にそれぞれ規定された期限の維持のために必要とみなされない限り、当該登録の公告後6月の期間の満了前に処理することはできない。

(5) 国際登録の主題である商標に関して、全体的又は部分的にポーランド共和国領域において登録を妨げる事実が発見された場合は、特許庁は、保護の権利の付与の拒絶に関する仮決定をし、かつ、この旨を国際事務局に通知しなければならない。

(6) (5)にいう場合は、特許庁は、期限を定め、それまでに法第242条(2)に従って意見を提出するよう出願人に求めなければならない。

(7) (5)及び(6)に従うことを条件として、特許庁は、国際登録の主題である商標の全部又は一部についてポーランド共和国領域において保護の権利を付与することを妨げる事実を明らかにした後に、当該権利の付与の拒絶を最終決定し、かつ、この旨を国際事務局に通知しなければならない。

(8) 出願人が利用できる、商標の保護の権利を付与することの拒絶に関する決定に対する不服申立の法的措置に関する規定、及び当該決定についての情報の公告の規定は、(7)にいう最終拒絶に準用する。

第28条

(1) ポーランド共和国で容認された国際登録は補助登録簿に記録され、その告知は公報「Wiadomosci Urzedu Patentowego」に公告される。

(2) 第27条(2)にいう公告の告知は、次のものを含まなければならない。

(i) 権利の所有者の姓名及び名称、その居所又は本拠及び国コード

(ii) 国際登録の日付

(iii) 登録に関する情報の公告日

(iv) 国際登録の認定日

第5章 最終規定

第29条

本規則は、公布日の14日後に施行される。